

# 長崎県政務活動費の交付に関する規程

(平成13年3月30日長崎県議会告示第1号)

最終改正 令和6年6月14日長崎県議会告示第3号

(趣旨)

**第1条** この規程は、長崎県政務活動費の交付に関する条例(平成13年長崎県条例第35号。以下「条例」という。)に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

**第2条** 条例第6条の様式は、次に掲げる区分により、それぞれ該当各号に定めるところによるものとする。

(1) 会派結成届 様式第1号

(2) 会派異動届 様式第2号

(3) 会派解散届 様式第3号

(会派及び議員の通知)

**第3条** 条例第7条の様式は、様式第4号によるものとする。

(政務活動費の請求)

**第4条** 条例第9条第1項の様式は、様式第5号及び様式第6号によるものとする。

(収支報告書の写しの送付)

**第5条** 議長は、条例第10条の規定により収支報告書及び領収書等が提出されたときは、その写しを様式第7号により知事へ送付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

**第6条** 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書の閲覧)

**第7条** 条例第13条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧は、当該収支報告書及び領収書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日(その日が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日の翌日)からすることができるものとする。

2 条例第13条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧の請求は、様式第8号により作成した収支報告書閲覧請求書を提出して行うものとする。

3 条例第13条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧は、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

4 収支報告書及び領収書等は、前項の場所以外の場所に持ち出すことはできない。

5 収支報告書及び領収書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 第2項から前項までの規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

7 前各項に定めるもののほか、条例第13条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

## 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

※以下、改正附則省略。

改正 平成20年3月31日 長崎県議会告示第1号

平成24年9月14日 長崎県議会告示第1号

平成25年3月1日 長崎県議会告示第1号

令和3年3月26日 長崎県議会告示第1号

令和6年6月14日 長崎県議会告示第3号

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

長崎県議会議長

様

会 派 名

代表者名

会 派 結 成 届

長崎県政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名 別紙名簿のとおり

年 月 日

長崎県議会議長

様

会 派 名

代表者名

会 派 異 動 届

長崎県政務活動費の交付に関する条例第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異 動 内 容

区 分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務活動費 経理責任者の氏名		
所属議員数		
異動のあった 所属議員氏名	(新たに所属した議員氏名)	(所属議員でなくなった議員氏名)

年 月 日

長崎県議会議長

様

会 派 名

代表者名

会 派 解 散 届

長崎県政務活動費の交付に関する条例第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散した会派の名称

2 解散した年月日

年 月 日

長崎県知事

様

長崎県議会議長

氏名

政務活動費の交付を受けようとする  
会派及び議員について

長崎県政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

記

- (1) 会派について  
別紙会派結成（異動、解散）届のとおり
- (2) 議員について  
別紙議員名簿のとおり

年 月 日

長崎県知事

様

会 派 名

代表者名

年度政務活動費請求書

長崎県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求いたします。

記

- 1 金 円  
ただし、 年 月分～ 年 月分（所属議員数 名）
- 2 所属議員氏名  
別添名簿のとおり

年 月 日

長崎県知事

様

氏 名

年度政務活動費請求書

長崎県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求いたします。

記

1 金 円  
ただし、 年 月分～ 年 月分

年 月 日

長崎県知事

様

長崎県議会議長

氏名

政務活動費収支報告書（写）の送付について

長崎県政務活動費の交付に関する規程第5条の規定により、  
報告書の写しを別添のとおり送付します。

年度政務活動費収支

収支報告書閲覧請求書

年 月 日

長崎県議会議長

様

住所又は所在地

氏名又は名称

（代表者氏名）

連絡先

（電話番号）

長崎県政務活動費の交付に関する条例第13条第2項の規定により、次のとおり収支報告書の閲覧を請求します。

閲覧を請求する報告書	年度政務活動費収支報告書
------------	--------------